

山形県手数料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
(手数料の徴収)	(手数料の徴収)
第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。	第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。
(1)～(378) ー略ー	(1)～(378) ー略ー
(379) 建築基準 仮設建築 仮設建築物の建築物の存続期間が1月以内の場合にあっては55,000円、仮設建築物の存続期間が3月を超え、仮設建築物の存続期間が3月を超える場合にあっては120,000円	(379) 建築基準 仮設建築 仮設建築物の建築物の存続期間が1月以内の場合にあっては55,000円、仮設建築物の存続期間が3月を超え、仮設建築物の存続期間が3月を超える場合にあっては120,000円
(379)の2 建築 1年を超えて使用する仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査料 160,000円	(379)の2 建築 1年を超えて使用する仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査料 160,000円
(380)～(384)の3 ー略ー	(380)～(384)の3 ー略ー
(384)の3の2 興行場等 興行場等建築基準法第87条の3第5項の使用許可の申請手 間が1月	(384)の3の2 興行場等 興行場等建築基準法第87条の3第6項の使用許可の申請手 間が1月

<p>規定に基づく興行場等の使用の許可の申請に対する審査</p>	<p>以内の場合にあつては 55,000円、 興行場等の使用期間が1月を超え3月以内の場合にあつては 80,000円、 興行場等の使用期間が3月を超える場合にあつては 120,000円</p>
<p>(384)の3の3 特別興行場等の使用の許可の申請に対する審査</p> <p>建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく特別興行場等の使用の許可の申請に対する審査</p>	<p>160,000円</p>
<p>(384)の4～(402) 一略一</p> <p>(403) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第28条の4第3項第5号イ若しくは第63条第3項第5号イ若しくは第68条の69第3項第5号イ又は第31条の2第2項第14号ハ若しくは第62条の3第4項第14号ハに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることにつ</p>	<p>次の表の左欄に掲げる区分料に 応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p>

<p>規定に基づく興行場等の使用の許可の申請に対する審査</p>	<p>以内の場合にあつては 55,000円、 興行場等の使用期間が1月を超え3月以内の場合にあつては 80,000円、 興行場等の使用期間が3月を超える場合にあつては 120,000円</p>
<p>(384)の3の3 特別興行場等の使用の許可の申請に対する審査</p> <p>建築基準法第87条の3第7項の規定に基づく特別興行場等の使用の許可の申請に対する審査</p>	<p>160,000円</p>
<p>(384)の4～(402) 一略一</p> <p>(403) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第28条の4第3項第5号イ若しくは第63条第3項第5号イ又は第31条の2第2項第14号ハ若しくは第62条の3第4項第14号ハに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査</p>	<p>次の表の左欄に掲げる区分料に 応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p>

いての認定の申請に対する審査

区分	金額
—略—	—略—

(404) 租税特別 優良住宅 次の表の措置法第28条の新築認定 左欄に掲げ 4第3項第6号申請手数料 若しくは第63条料 第3項第6号若しくは第68条の69第3項第6号又は第31条の2第2項第15号ニ若しくは第62条の3第4項第15号ニに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査

区分	金額
—略—	—略—

(405)～(478) —略—

2 —略—

区分	金額
—略—	—略—

(404) 租税特別 優良住宅 次の表の措置法第28条の新築認定 左欄に掲げ 4第3項第6号申請手数料 若しくは第63条料 第3項第6号又は第31条の2第2項第15号ニ若しくは第62条の3第4項第15号ニに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査

区分	金額
—略—	—略—

(405)～(478) —略—

2 —略—

山形県建築基準条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
(仮設建築物に対する制限の緩和) 第45条の3 法第85条第5項又は第6項の規定による特定行政庁の建築の許可を受けた仮設建築物については、この条例の規定は、適用しない。	(仮設建築物に対する制限の緩和) 第45条の3 法第85条第6項又は第7項の規定による特定行政庁の建築の許可を受けた仮設建築物については、この条例の規定は、適用しない。

山形県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案																
（経営の基本） 第 2 条 電気事業の用に供する発電所の種類及び規模は、次のとおりとする。	（経営の基本） 第 2 条 電気事業の用に供する発電所の種類及び規模は、次のとおりとする。																
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水力発電所</td> <td>合計最大出力89,320キロワット</td> </tr> <tr> <td>太陽光発電所</td> <td>最大出力1,000キロワット</td> </tr> <tr> <td>風力発電所</td> <td>最大出力6,900キロワット</td> </tr> </tbody> </table>	種類	規模	水力発電所	合計最大出力89,320キロワット	太陽光発電所	最大出力1,000キロワット	風力発電所	最大出力6,900キロワット	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水力発電所</td> <td>合計最大出力89,820キロワット</td> </tr> <tr> <td>太陽光発電所</td> <td>最大出力1,000キロワット</td> </tr> <tr> <td>風力発電所</td> <td>最大出力6,900キロワット</td> </tr> </tbody> </table>	種類	規模	水力発電所	合計最大出力89,820キロワット	太陽光発電所	最大出力1,000キロワット	風力発電所	最大出力6,900キロワット
種類	規模																
水力発電所	合計最大出力89,320キロワット																
太陽光発電所	最大出力1,000キロワット																
風力発電所	最大出力6,900キロワット																
種類	規模																
水力発電所	合計最大出力89,820キロワット																
太陽光発電所	最大出力1,000キロワット																
風力発電所	最大出力6,900キロワット																
2～6 ー略ー	2～6 ー略ー																